

静岡市情報公開・個人情報保護審議会市民委員の選考に関する要綱

(趣旨)

第1条 静岡市情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例（平成19年静岡市条例第60号）第20条第2項の規定により、静岡市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の市民の中から選任する委員（以下「市民委員」という。）については、公募の方法により選任するものとし、その市民委員の選考に関しては、この要綱で定めるところによる。

(市民委員の数)

第2条 公募により選任する市民委員の数は、若干名とする。

(選考委員会の設置)

第3条 市民委員の選考を適正に行うため、静岡市情報公開・個人情報保護審議会市民委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(選考委員会の組織)

第4条 選考委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には総務局次長の職にある者を、委員には総務局総務課長、葵区役所地域総務課長、駿河区役所地域総務課長及び清水区役所地域総務課長の職にある者をもってそれぞれ充てる。

(会議の招集)

第5条 選考委員会の会議は、委員長が招集する。

(公募の方法)

第6条 公募は、広報紙への掲載、本市の施設等への資料の配架その他の方法により行うものとする。

(選考の方法)

第7条 市民委員の候補者の選考は、応募者から提出された論文の審査、面接その他市長が別に定める方法により行う。

(選考後の手続)

第8条 委員長は、選考した市民委員の候補者を市長に報告するものとする。

2 市長は、市民委員の候補者を決定し、当該候補者に対し、審議会の委員就任について承諾を得るものとする。

3 前項の候補者が辞退した場合には、次点の者を繰り上げる。この場合において、同項の規定は、当該繰り上げた市民委員の候補者について準用する。

4 市長は、前3項の手続の後、応募者に対して、選考の結果を通知するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民委員の選考に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。